

「関係行政論②」受講生の皆様

お詫びと訂正

このたびは、弊社講座を受講いただきましてありがとうございます。

「関係行政論②」の演習解説講義のテキストに、下記の通りの誤りがありましたので、訂正させていただきます。

記

演習解説講義

問 5 正答④・⑤ → ⑤

解説文にある、学校教育法施行規則第 140 条は、平成 28 年 12 月の改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）において、「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において」となり、高等学校と中等教育学校の全課程が含まれることになりました。

したがって、④は通級による指導の対象となり、正答に該当しないこととなります。

問 5 の正答は⑤のみとなります。解説動画では改正前の条文を紹介し、④と⑤が正答と申し上げておりますが、上記の通り訂正していただければ幸いです。

以上をご留意の上、学習を進めていただければ幸いです。

以上
京都コムニタス